

原子力災害にそなえて（リーフレット）素案への意見と対応（案）

1 内容の追加・修正に関すること

	意見	対応
1	【避難に備えて準備しておくもののリスト】 文章と□覧内の記載に相違がある (文章) マスクや帽子、カップがあると放射性物質を吸い込んだり (□覧内) レインコート、帽子	記載を統一します。
2	【事故が発生したら】 情報に従い落ち着いて行動してください。 ⇒情報に注意して、落ち着いて行動してください。	意見のとおり訂正します。
3	【事故の進展に応じて避難等の指示が出されます】 タイトル変更 ⇒事故の推移に応じて避難等の指示が出されます	原子力災害対策指針の記載を考慮して適切な表現に訂正します。
4	「福島第一原発」及び「福島第二原発」の略称使用について 正式名称は、「東京電力ホールディング株式会社福島第一原子力発電所」及び「東京電力ホールディング株式会社福島第二原子力発電所」であり、略称の明記がない。	スペースの関係もありますが、できるだけ対応します。
5	P A Z 及び U P Z と同様に O I L についても、略語・用語の記載が必要ではないか。 また、E A L (原子力発電所の状況に応じた判断) の表記が無いが、明記された方が理解されるのではないか。 O I L : Operational Intervention Level 環境放射線モニタリング結果に基づき、防護措置を迅速に実行できるよう、防護措置の実施を判断する空間線量率等の計測可能な値で表される基準。 E A L : Emergency Action Level 原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を3つに区分し、各区分における主な事象と避難等の防護措置の枠組み(各区分における避難対象や避難準備などの行動)を定める緊急時における基準。	スペースの関係もありますが、できるだけ対応します。
6	各町村の避難先、避難ルート又はルートの取得方法、リーフレット内の「普段から確認しておくこと」に、「□スクリーニング場の場所」を追加する。	広域避難計画でスクリーニング場の候補地を定めています。避難指示の範囲や要員参集の状況を踏まえて設置されるため、避難指示が出された時、市町村の広報に注意して確認する旨を付記するなど内容を検討します。

	意 見	対 応
7	「避難に備えて準備しておくものリスト」の最後の一文で、避難は原則、自家用車と記載されているが、福島県原子力災害広域避難計画においては「あらゆる手段を活用する」と記載されているので、「原則」は削除した方がよい。	広域避難計画において自家用車避難を原則としていることから原案のとおりとさせていただきます。
8	情報を入手できるwebサイトについて、すぐにアクセスが出来るようにQRコードを貼り付けではどうか。	対応を検討します。
9	P A Z、U P Zの区域を明確に図示すべき。	P A Zについて、意見を踏まえ対応を検討します。 なお、U P Zは13市町村全域であるため、明確に図示しています。
10	「対象区域」図中の30km円はU P Zと関係があるのか？ もしあるならば関係を明記した方がよい。	本県のU P Zと直接関係ありませんが、原子力災害対策指針では重点区域の範囲を発電所から概ね30kmとしていることから、参考に図示しています。
11	段階的に避難を行うことについて、もっと分かりやすく強調した書き方をしてはどうか。 またU P Zは、原発事故発生後の福島市で最も高く計測された水準以上の放射線量が一定の時間続いたエリアは、一時移転や避難することがありますが、そうでなければ、その場で屋内退避することをもっと分かりやすく伝えた方がよい。	意見を踏まえ、記載方法を検討します。
12	段階的避難によって、「渋滞が緩和される」「避難の時間が短くなる」ということだけではなく、そのことによって、結果として被ばくが避けられる可能性があること（急いで逃げて放射線にさらされる時間が長くなるよりは、建物に退避することによって被ばくが小さくなる可能性があること）などを書いてはどうか。	意見を踏まえ、追加記載を検討します。
13	屋内退避に備えた物資の備蓄が重要であることに触れてはどうか。	意見を踏まえ、追加記載を検討します。
14	屋内退避が継続した場合の生活の維持に関する住民の不安に対して何らかの説明を書いてはどうか。（協定等により物資の支援があること、県市町村も努力することなど）	意見を踏まえ、追加記載を検討します。

2 全体の構成に関すること

	意見	対応
15	このリーフレットはどのような使い方をするか。 (平時のPR用or非常時の持参資料) 使われ方を明らかにして、より使いやすい構成にすべき。	原子力災害が発生した場合に、どのように行動すればよいか、また、避難に備えて準備しておくことや避難に必要な情報の入手方法をまとめたものです。分かりやすいものになるよう内容を精査いたします。
16	全体的に文字数が多いので、文字自体も小さく見づらい。 大きな文字で、イラスト等を利用した方が良い。	できるだけ文字を大きく見やすくし、イラストを効果的に活用するように内容を精査いたします。
17	避難方法が最も重要な情報だと思われるので、「避難等の指示が出されたら」の項目を大きく、分かりやすく記載するべきではないか。	趣旨に沿って内容を精査いたします。
18	「事故の進展に応じて避難等の指示が出されます」について、この情報が住民の行動を制御するものと思われる。 もっとわかりやすく、もっと目立つ位置にすべき。	趣旨に沿って構成を検討いたします。
19	自分たちがどの地域に該当し、どのタイミングでどのような方法でどこに避難するのか、その情報はどこから入手すればよいのか等について簡素化した内容で記載し、その根拠となる国の規定等詳細な部分は情報サイトに記載してはどうか。	分かりやすい情報提供ができるよう内容を精査いたします。
20	「避難等の指示が出されたら」について、屋内退避した住民がどこから来るどんな情報をきっかけに避難するべきかがわからない。 属性毎にとるべき行動を見やすく表現すべき。予備知識を示して判断は避難住民にゆだねると、どんな対策をしても渋滞は緩和されないとと思われる。	分かりやすい情報提供ができるよう内容を精査いたします。

3 啓発のあり方に関すること

	意見	対応
2 1	「事故が発生したら」について、うわさやデマに惑わされないように呼びかけているが、同時に不用意にうわさやデマを発信しないように呼びかけるべき。(熊本地震のときも動物園から猛獣が逃走したとのデマで騒然となったとのこと。)	意見を踏まえ、表現を検討します。
2 2	「屋内退避の指示が出されたら」について、住民がテレビ等の報道やインターネットから情報をとることを推奨しているが、テレビやラジオは被災地向けの情報のみを取り扱っているわけではないため、情報の取捨選択を住民にゆだねるのは厳しいのではないか。 避難対象の住民向けに指示をする何かを示すべき。	住民の情報収集環境は様々なので、テレビやラジオのほか、ホームページ、防災行政無線、広報車等を活用し、情報発信の主体を明らかにしたうえで住民向けの広報を継続的に実施することとしています。 また、情報提供の具体的な手段についてもあらかじめ住民に周知するよう努めます。
2 3	今回の素案は県の立場で作られたものであることから、各市町村が各地域の事情を反映したリーフレットを作り、それを使いながら、原子力災害時の対応のあり方や背景にある考え方などを、住民の皆さんに直接伝えていく必要がある。 住民と自治体の間で認識が共有され、避難のあり方や考え方に対する納得が得られなければ、段階的避難がうまくいかず、渋滞や混乱が起こる可能性が高まる。	今後も各市町村の状況を踏まえ、対応を協議しながら県としても必要な支援を行っていきたい。 ※国の交付金を活用した市町村でのパンフレット等作成経費の補助制度あり。
2 4	事態やリスクを過小にとらえるべきではないが、現時点で想定できる範囲内で、廃炉が進められている1Fと稼働する見込みがない2Fの現状とリスクについて、住民に率直かつ丁寧に説明する必要がある。 現状とリスクに見合った相場観を持って頂かなければ、誤解などによって必要を超えた行動や心理が生まれる可能性がある。	県HPや広報誌等の各種広報媒体を通じて県民に発電所の現況を理解していただく等、引き続き住民への分かりやすい情報提供に努めてまいります。
2 5	地道な説明、取り組みなどによって、1Fや2Fのこと(現状やリスクなど)、原子力防災に関する考え方などを住民に伝えていく必要がある。	引き続き、原子力防災訓練の実施や県の広報等を利用して原子力防災に関する考え方など周知していきます。

このリーフレットは万が一の原子力災害が発生した場合に、県民の皆さんがどのように行動すればよいか、また、避難に備えて準備しておくことや避難に必要な情報の入手方法についてまとめたものです。

対象区域（原子力災害対策重点区域）について

避難計画の対象となる区域

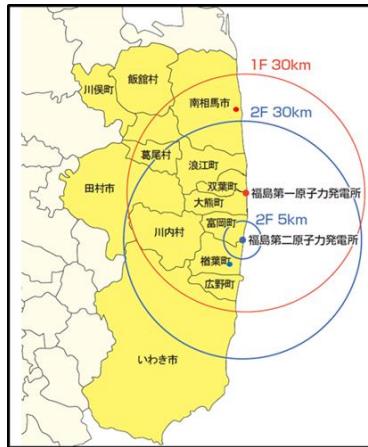
県では、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（原子力災害対策重点区域）の範囲として、福島第一原発の事故の際、国による避難指示等のあった地域を考慮して次のとおり定めています。この区域を対象に県では広域避難計画を策定し、原子力災害時の屋内退避や避難等の対応を予め定めています。

PAZ
(Precautionary Action Zone)
予防的防護措置を準備する区域

福島第二原発から5kmを目安に行政区画や地形等を考慮して設定（福島第一原発については、国の原子力災害対策指針に基づき設定していません。）

UPZ
(Urgent Protective Action Planning Zone)
緊急時防護措置を準備する区域

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（上記のPAZを除く全域）



福島県原子力災害広域避難計画

県では、市町村域または県域を越えた広域的な避難が必要となる場合に備え、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、「福島県原子力災害広域避難計画」を策定しています。

この計画は広域避難の基本的なフレームを策定したものであり、避難対象の市町村ごとに避難先市町村を定め、基本的な避難ルート等を示しています。

また、避難対象の市町村は、県広域避難計画に基づき、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な避難計画を策定するものとし、あらかじめ地区ごとに避難先施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して事前に周知しておくこととしています。

普段から確認しておくこと

- 避難手段
- 避難先の市町村
- 避難ルート
- 一時集合場所（主に避難に自家用車を使用しない方）
※市町村等が手配するバスで避難します。



事故が発生したら

万が一、原子力発電所で事故が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町村などの防災関係機関は住民の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。

事故の状況や避難等の情報については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などによりそのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。

イメージ

慌てて行動せず、次の情報ができるまで屋内で退避しましょう。

NO! うわさデマ
うわさやデマに惑わされないようにしましょう。県や市町村からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしと思ったら、複数の公共放送で確認してください。

電話の使用は極力控えましょう。安否情報の確認などは、[災害時伝言ダイヤル171]などを利用しましょう。

おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

静岡県 原子力防災のしおり 平成29年3月 P4より

事故の進展に応じて避難等の指示が出されます

避難等の住民の皆様が取るべき行動は、原子力発電所の状況（放射性物質放出前）、更には放射性物質の放出状況に応じ、下図のように事態の進展に応じて区分毎に必要な避難等の指示が出されます。

区分	放射性物質放出前			放射性物質放出後
	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
事態の進展 →				
原子力発電所の状況(例)	原発立地町で震度6弱以上の地震が発生等	使用済み燃料プールの水位が燃料頂部から2mまで低下	使用済み燃料プールの水位が燃料頂部まで低下	
避難指示区域に一次立ち入りしている住民	退去準備	退去開始	-	-
PAZの住民(要配慮者等)	避難準備	避難実施	-	-
PAZの住民(一般住民)		避難準備	避難実施	-
UPZの住民	特別な対応は必要ありませんが、県・市町村からの情報に注意してください。	屋内退避準備	屋内退避開始	O1L1基準 (500 μSv/h 超) に該当する地域 → 数時間から1日以内に避難 O1L2基準 (20 μSv/h 超が24時間継続) に該当する地域 → 1週間以内に一時移転 基準に該当しない地域 → 屋内退避継続

屋内退避の指示が出されたら

屋内退避とは、住民等が自宅等の建物内にとどまることです。屋内退避をすることによって、放射性物質の体内への取り込みを抑えること及び外部被ばくを小さくすることができます。

屋内退避となった場合、県は、屋内退避中の住民に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供し、関係市町村は、防災行政無線及び広報車を使って災害情報を広報して住民の安全確保に努めることとしています。

イメージ

① 住宅などの屋内に入りましょう
屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入りましょう。

② 原則として外出は控えましょう
無用な被ばくを避けるため、県や市町村からの指示があるまでは外出は控えましょう。

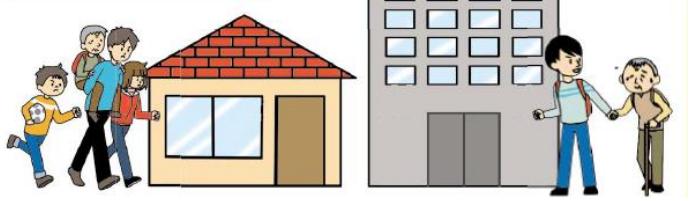
③ ドアや窓を閉めエアコン等を止めましょう
放射性物質の侵入を防ぐため、ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めましょう。

④ 着替えて、手洗い・うがい等しましょう
放射性物質の放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流しましょう。着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておきましょう。

⑤ 食品にはラップやフタをしましょう
放射性物質による汚染を防ぐため、食品にはフタやラップをし、また、飲料水を確認するため、ペットボトル等に水を買い出ししておきましょう。

⑥ 正確な情報を確認しましょう
テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意しましょう。

屋内に退避することで被ばくが低減されます。

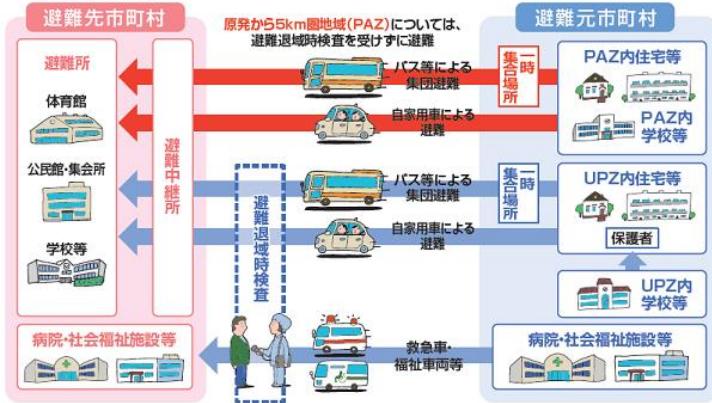


鳥取県 原子力防災パンフレット 平成27年3月 P5より

避難等の指示が出されたら

■避難等の基本的な方法

避難（一時移転）指示が出されたら、下図のように一般の住民は自家用車で（自家用車で避難できない方は一時集合場所に集まり、市町村等が手配するバスで）計画で定められた避難先市町村に避難します。



■指示に従って段階的に避難を実施します。

速やかな避難が必要な方が円滑に避難できるよう、国、県及び関係市町村が調整のうえ、段階的に避難（一時移転）の指示を行うこととしています。

段階的避難を行うことにより、交通渋滞を抑制し、車両による移動時間の短縮を図ることができるため、身体的負担の軽減及び燃料切れ等の車両トラブルの防止にも有効と考えられます。

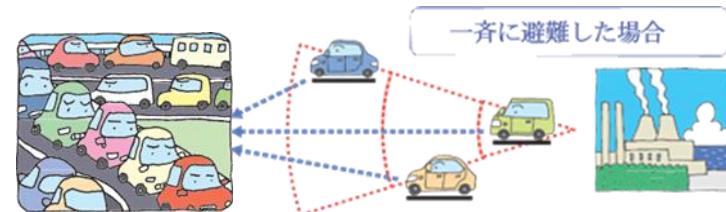
- ① PAZ内の住民は原子力発電所の状況に応じて放射性物質が放出される前に避難の指示が出されます。
- ② UPZ内の住民は原子力発電所から放射性物質の放出があった際、その放出状況に応じて避難（一時移転）の対象区域が特定され、避難（一時移転）の指示が出されます。

※放射性物質の放出状況に応じた判断

空間線量率500 μ Sv/h超過 数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
 空間線量率 20 μ Sv/h超過 概ね1日継続した場合、1日以内を目処に区域を特定し、1週間程度以内の一時的移転を実施



指示に従って段階的に避難することにより交通渋滞が緩和され、結果として全域の避難も早く完了します。



一斉に避難することで交通渋滞が発生し、速やかな避難が必要な方の避難に支障がでるとともに、全域の避難も時間がかかります。

避難に備えて準備しておくものリスト

避難の準備にあたっては、避難所で生活必需品等の物資がすぐに支給されないことも想定して、確保が難しいものを優先して準備しておく必要があります。

マスクや帽子、カップがあると放射性物質を吸い込んだり、皮ふに付着したりする量を減らすことができます。

また、避難は原則、自家用車で行います。日頃から燃料を準備しておきましょう。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 身分証明書、健康保険証 | <input type="checkbox"/> タオル、下着類 |
| <input type="checkbox"/> 通帳、印鑑、現金 | <input type="checkbox"/> 着替え（動きやすいもの） |
| <input type="checkbox"/> 常用薬、お薬手帳 | <input type="checkbox"/> レインコート、帽子 |
| <input type="checkbox"/> 家族3日分の飲料水、非常食 | <input type="checkbox"/> マスク |
| <input type="checkbox"/> 紙おむつ、粉ミルク、ほ乳瓶 | <input type="checkbox"/> 手袋 |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話と充電器 | <input type="checkbox"/> 衛生用品 |
| <input type="checkbox"/> 携帯用ラジオ（予備の電池） | <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ、ちり紙 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> ビニール傘 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

そのほか、緊急時に必要なものを書き留めておきましょう

静岡県 原子力防災のしおり 平成29年3月 P15より

避難に必要な情報を入手できるwebサイト

- 原子力災害に備える情報収集サイト
福島県原子力安全対策課
(<http://00000000000000000000>)
避難等に役立つ情報を収集できるWebサイトを案内しています。
- 放射線関係情報
福島県放射能測定マップ
(<http://00000000000000000000>)
全県のモニタリング情報を確認できます。
- 原子力発電所の情報
東京電力ホールディング株式会社
(<http://00000000000000000000>)
福島第一・第二原子力発電所の状況を確認できます。
- 県内の道路状況
福島県道路管理課
(<http://00000000000000000000>)
リンク先から避難道路の通行規制などを確認できます。

☆お問い合わせ
 福島県危機管理部原子力安全対策課
 電話 024-521-7254 FAX 024-521-8368



福島県